

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和4年度		
施設名	秋田県ふるさと村	設置年	平成 6 年
所在地	横手市赤坂字富ヶ沢62-46		
指定管理者	株式会社秋田ふるさと村		
県所管課	観光戦略	課	観光地域マネジメント推進 チーム

1 施設の概要

設置目的	秋田県の文化遺産を次代に継承し、また郷土の文化を創造する機会を提供するとともに、観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、県民のゆとりある文化的な生活の向上に寄与するほか、県内外の交流を促進することで地域の活性化を図る。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における、当該施設の位置付け・目標 ----- 人口減少の進行やデジタル技術の進展等のほか、コロナ禍により旅行ニーズの個人化・個性化が一層強まるなど、観光を取り巻く環境が大きく変化している中、自立した稼ぐ観光エリアの形成に向けた地域観光の中核施設 ----- 新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として、当該施設に求められているもの ----- 郷土の文化を創造する機会の提供					
施設の面積	敷地面積156,100.39㎡、延床面積18,167.05㎡					
主な設置施設	ドーム劇場、ワンダーキャッスル（アスレチック・トリックアート等複合館）、星空探険館スペース（プラネタリウム）、工芸展示館、ふるさと広場、ふるさと市場（物販・軽食）、郷土料理館など					
指定管理業務の内容	料金制	<input checked="" type="checkbox"/> (有) <input type="checkbox"/> 利用料金併用制 <input type="checkbox"/> 完全利用料金制 <input type="checkbox"/> 無（指定管理料制）				
	料金設定	別紙				
	サウンディング実施対象施設※	○	←○、×を記入			
	指定期間	R3.4.1	～	R8.3.31		
	営業期間・時間	通年（ただし1月中旬10日間休業）・営業時間9:30～17:00				
自主事業の内容	秋田県ふるさと村に関する次の業務 ①管理運営業務②施設設備維持管理業務 ③企画運営業務④事務処理業務					
直近3年の年間利用者数	R2	307,989人	R3	352,604人	R4	478,166人
直近3年の年間料金収入	R2	56,458千円	R3	76,678千円	R4	98,760千円
直近5年の収支決算（単位：千円）	H30	R元	R2	R3	R4	
収入計	603,933	508,735	548,263	462,824	507,143	
利用料収入	134,290	119,395	56,458	76,678	98,760	
指定管理料	158,288	158,288	169,753	190,607	161,477	
その他収入	311,355	231,052	322,052	195,539	246,906	
支出計	590,120	504,311	605,579	482,873	516,757	
人件費	129,443	127,459	113,634	123,657	115,138	
人件費以外	460,677	376,852	491,945	359,216	401,619	
差引	13,813	4,424	▲ 57,316	▲ 20,049	▲ 9,614	

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の2～3年前にサウンディング（官民対話）を実施する。

2 観点ごとの評価

(観点I) 施設の設置目的(施設の目指す姿)の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

※協定書に記載した運営方針・施設の利用目標を記載
(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和4年度の目標	入場者数 500,000人
----------	---------------

○指定管理者による実績報告

直近3年の実績	年度	R元年度	R2年度	R3年度
	目標	610,000	340,000	500,000
	実績	593,533	307,989	352,604
	達成率	97.3%	90.6%	70.5%
令和4年度の実績	実績	478,166	達成率	95.6%
	具体的な取組とその効果	コロナに係る行動制限がなくなり、人流が増えたことに加え、各行楽期の大型イベントの展開や長・短期の会場利用の積極的誘致、フラワーパーク(大型の花畑)や産直といった新たな目玉づくり、飲食部門の魅力アップ、そしてこれらの効果的な情報発信等に努めた結果、入場者は前年度比136%となったものの、コロナの第7波、第8波で団体を含めた集客にブレーキがかかり、目標の96%にとどまった。コロナ禍前(令和元年度)との比較では81%ほどとなっている。		
令和5年度の目標(設定根拠)	目標	550,000人		
	設定根拠	コロナの各種感染対策の緩和や感染症法上の分類引き下げ等による人流の増加に期待するとともに、新規・大型のイベントの展開や長・短期の会場利用の積極的誘致、アトラクション運営の完全正常化、インバウンドを含めた団体誘客の推進等による入場者の増加を見込み、コロナ禍前の60万人に迫る55万人(うち団体客はコロナの影響が残ると見込み、平時の6割程度の45千人)を設定した。		

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

(観点I) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	
	県(所管課)	B	

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

- A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)
- B: A及びC以外
- C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

(観点Ⅱ) 施設の有効性(利用者の満足度)の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度の状況 (直近3年)	R元年度		R2年度	R3年度
	81.9%		84.2%	91.3%
令和4年度の実績	実績	85.8%		
	具体的な取組とその効果	常時アンケート等により利用者の声を聴いており、混雑でアトラクションが利用できないとの指摘には、繁忙期に各所の混雑状況を正面入り口のインフォメーション付近に掲示し、お客様が各所を効率的に利用できるようにした。また、食事テーブルが不足との指摘には、ガーデンテーブルセットを増設(10セット)して対応した。		

(観点Ⅱ) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
		指定管理者	A
	県(所管課)	A	

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：満足度80%以上 B：A及びC以外 C：満足度60%未満

(観点Ⅲ) 効率性の向上等に関する取組

(1) 経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	経費の低減実績	経費は総額では前年度比107%と増えているが、これは電気代・ガス代等水光熱費(業務受託原価分含む)が18,074千円増の123%となったことや、フラワーパーク整備受託費26,516千円の発生が大きく影響しており、これらの特殊要素を除いた経費では97%(10,706千円の減)となっている。また、入場者一人当たりで見ると、前年度1,149円に対し、72%の825円と大幅に低減している。
	具体的な取組とその効果	社員の定年退職やそれに伴う嘱託・パート対応、組織の簡素化等による人件費の縮減(前年度比93%)、イベントの共催化や開催経費の精査による縮減(97%)等に努めた。また、冷暖房の適切なコントロールや電球の一部取り外しなど、サービスの支障が生じない範囲で可能な限りの省エネにも取り組んだが、エネルギー価格高騰の影響はあまりにも大きく、光熱水費は大幅な増加となった。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2) 収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度 の実績	収入の 増加実績	前年度比で利用料金収入（入館料、テナント歩合賃料、ドーム貸館料等）は129%となり、これを含む収入（県からの補助金や指定管理料増額分、フラワーパーク整備受託収入等の特殊要素を除く）は116%となった。
	具体的な 取組と その効果	コロナに係る行動制限がなくなり、人流が増えたことに加え、アトラクションの魅力発信の取組み等による入館料の増加（前年度比117%）、行楽期の大型イベントの展開等によるイベントの収入の増加（130%）、積極的な会場利用誘致による施設使用料収入の増加（143%）等が収入の増大につながった。 なお、エネルギー価格高騰等による経費の増大に対応するため、令和5年3月18日より、アトラクション施設の料金を50円～100円引き上げている。

(観点Ⅲ) の評価

	評価者	評価	コメント
評価 欄	指定管理者	B	
	県 (所管課)	B	

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：（1）経費の低減、（2）収入の増加とも前年比で5%以上改善

B：A、C以外

C：（1）経費の低減、（2）収入の増加とも前年比で5%以上悪化

(観点Ⅳ) 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和4年度 の実績	<p>○利用の向上 感染防止対策の徹底を図りつつ、新規・大型のイベントの積極的展開や施設の新たな目玉づくり、長・短期の会場利用や団体客の積極的誘致、SNSを含めた様々な媒体による施設の魅力発信等により、多くの利用につながった。</p> <p>○人員配置、社員の資質向上等 従来の総務部・営業部・事業部の3部を総務部・営業部の2部に改編し、繁忙期のシフトを含めたより効率的・柔軟な人員配置に努めた。 また、人事評価制度の運営や外部の個別研修等への参加促進を通じて、社員のスキル・能力の向上に努めた。</p> <p>○地域や事業者等との連携 飲食・物販、体験コーナーのテナントによる運営はもとより、イベントやコンベンション、催事等の様々な部門において、行政やメディア、事業者や関係団体等と連携を図った。また、年度末とはなったものの、軽食コーナーに新たなテナントを誘致できた。</p> <p>○安全対策等 イベントを含め各所で感染防止対策の徹底を図ったほか、自動車型連結バスの運転スタッフの健康確認や安全運転励行に努めた。ハード面では、施設・設備の点検等で確認された危険箇所について、速やかに改善等を行った。なお、4年度は、県と安全確保の観点からの大規模修繕（正面入口等）に向けた調整を行ったほか、抜本的な省エネに向けたLED化についても検討を図った。</p> <p>○危機管理 緊急時連絡体制を整備しているほか、テナントスタッフを含めた全社で、年2回の消防訓練を実施した。利用者の突発的なケガや体調異変等にも速やかに救急対応した。また、社員の配置換えやシフト変更にも円滑に対応できるよう、全社員の担当業務のマニュアルを作成し、常時共有している。</p>
--------------	--

(観点Ⅳ) の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	実績報告に記載のとおり、施設の管理運営等の指定管理業務は適正に行っている。
	県 (所管課)	B	施設の利用促進に努めており、維持管理も適切に行っている。

【評価基準】 A：順調（改善点なし）、B：概ね順調（重大な問題点なし）、C：改善が必要（重大な問題点あり）

県（所管課）の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

<p>○県の施策の達成状況 (施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等) ・年間50万人近くが利用するなど、県南地域の観光拠点として利用がなされ、周辺地域への誘客にも寄与している。</p>
<p>○施設運営の課題 ・1993年に建設されてから30年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、各種設備等の修繕を計画的に実施していく必要がある。</p>
<p>○今後の方向性 (県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等) ・利用者の安全や利便性の向上を図るための施設修繕を計画的に実施し、引き続き、県南地域の観光拠点施設として周辺地域への誘客を図る。</p>

【外部有識者委員会による評価（提言）】

※外部有識者委員会の評価対象となる約20施設について記載

評価（提言）
<p>○施設の管理運営状況について (観点Ⅰ)～(観点Ⅳ)に対するコメントを記載)</p>
<p>○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)</p>

【外部有識者委員会による評価（提言）を踏まえた今後の対応方針】

今後の対応方針
<p>指定管理者 (施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)</p>
<p>県所管課 (県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)</p>

(13秋田ふるさと村) 指定管理者制度導入施設評価票 別紙 (料金表)

1 スノーホワイト城及びかまくらシアターの利用料金

区 分		利用料金の額 (1人1回につき)	
スノーホワイト城及 びかまくらシアター	小学校児童及び中学校生徒	500円	
	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	700円	
	一般	700円	
	団体	小学校児童及び中学校生徒	450円
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	650円
		一般	650円
	福祉	小学校児童及び中学校生徒	250円
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	350円
		一般	350円
	企画	小学校児童及び中学校生徒	250円以上450円以下
		高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	350円以上650円以下
		一般	350円以上650円以下

備考

- この表における「小学校児童及び中学校生徒」及び「高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- この表における「団体」は、20人以上の団体が入館する場合に適用する。
- この表における「福祉」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその者の介護者（1人に限る。）が入館する場合に適用する。
- この表における「企画」は、企画商品の種類に応じて、表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。

2 許可施設の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額		
ドーム劇場	対価を得る場合	1時間につき	平日	17,600円	
			土曜日・日曜日・休日	24,200円	
	対価を得ない場合	1時間につき	平日	11,000円	
			土曜日・日曜日・休日	14,300円	
工芸展示館、	対価を得る場合	月単位	使用面積1	基本料金	330円

工芸工房及び 体験工房		で使用する 場合	平方メー トル当たり1 月につき	加算料金	当該月の売上高に0.11を乗じて得た額
		時間単 位で使 用する 場合	使用面積1 平方メー トル当たり1 時間につき		17円
	対価を得ない場合	月単位 で使 用する 場合	使用面積1 平方メー トル当たり1 月につき		165円
		時間単 位で使 用する 場合	使用面積1 平方メー トル当たり1 時間につき		11円
ふるさと市場	使用面積1平方メー トル当たり1月につ き	基本料金			1,650円
		加算料金	当該月の売上高について次に掲げる区分に 従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た 額 (1) 売上高のうち25,000円までの額 0.22 (2) 売上高のうち25,000円を超え42,000 円までの額 0.11 (3) 売上高のうち42,000円を超える額 0.055		
ふるさと料理館	使用面積1平方メー トル当たり1月につ き	基本料金			1,320円
		加算料金	当該月の売上高について次に掲げる区分に 従い、それぞれ次に定める率を乗じて得た 額 (1) 売上高のうち25,000円までの額 0.22 (2) 売上高のうち25,000円を超え42,000 円までの額 0.11 (3) 売上高のうち42,000円を超える額 0.055		

備考

- この表における「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- この表における「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- この表における「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の総額をいう。
- 利用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもってドーム劇場、工芸展示館、工芸工房又は体験工房を使用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用料金とする。
- 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平

方メートルとして計算する。

6 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。

7 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

3 土地及び建物の利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額	
土地	対価を得る場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1月につき	基本料金	770円
				加算料金	当該月の売上高に0.165を乗じて得た額
	対価を得ない場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1月につき	385円	
				時間単位で使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1時間につき
建物	対価を得る場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1月につき		
				加算料金	当該月の売上高に0.165を乗じて得た額
	対価を得ない場合	月単位で使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1月につき	1,100円	
				時間単位で使用する 場合	使用面積1平方 メートル当たり 1時間につき

備考

- この表における「対価」とは、利用者がいずれの名義で得るかを問わず、物品等の販売の対価又は役務の提供の対価をいう。
- この表における「売上高」とは、当該施設において利用者が物品等を販売し、又は役務を提供して得た対価の総額をいう。
- 利用者が対価を得ない場合で営業その他これに類する目的をもって土地又は建物を使用するときの利用料金は、対価を得る場合の利用料金とする。
- 使用面積が1平方メートル未満であるとき又はその使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 月の中途から使用を開始する場合又は月の中途で使用を終了する場合のその月の利用料金の額は、日割りをもって計算する。
- 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

4 附属設備の利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額
ドーム劇場	舞台設備	音響反射板	一式1回につき 3,300円
		所作台	一式1回につき 5,500円
		ひな段	一式1回につき 1,650円
		仮設舞台	一式1回につき 2,200円
		松羽目（ドロップ）	1枚1回につき 550円
		演台	1台1回につき 330円
		司会者台	1台1回につき 220円
		指揮者台	1台1回につき 110円
		譜面台（指揮者用）	1台1回につき 110円
		譜面台（演奏者用）	1台1回につき 55円
		譜面灯	1灯1回につき 22円
		コントラバス椅子	1脚1回につき 55円
		金屏風	1双1回につき 1,650円
		長布団	1枚1回につき 110円
		毛せん	1枚1回につき 330円
		地がすり	1枚1回につき 550円
	映写設備	35ミリ映写機（スクリーンを含む）	一式1回につき 5,500円
		16ミリ映写機（スクリーンを含む）	一式1回につき 2,200円
		スクリーン	1台1回につき 550円
	楽器	ピアノ	1台1回につき 4,400円
	音響設備	2点つり（マイクを除く）	1基1回につき 550円
		コンデンサーマイク	1本1回につき 440円
		ダイナミックマイク	1本1回につき 330円
ワイヤレスマイク		1本1回につき 550円	

	オープンテープレコーダー	一式1回につき	770円
	カセットテープレコーダー	一式1回につき	440円
	レコードプレイヤー	一式1回につき	550円
	CDプレーヤー	一式1回につき	550円
	マイクスタンド	1本1回につき	110円
	はね返りスピーカー	1台1回につき	330円
	サブミキサー	1台1回につき	550円
	移動用増幅器卓	一式1回につき	1,100円
照明設備	サイドフロントライト	一式1回につき	1,650円
	フットライト	1列1回につき	550円
	花道フットライト	1列1回につき	220円
	ボーダーライト	1列1回につき	550円
	アッパー水平ライト	1列1回につき	1,100円
	ロー水平ライト	1列1回につき	1,100円
	クセノンピンスポットライト	1台1回につき	2,200円
	スポットライト (1キロワット)	1台1回につき	110円
	スポットライト (0.5キロワット以下)	1台1回につき	55円
	ストリップライト	1台1回につき	220円
	ビームライト	1台1回につき	330円
	ディスクマシーン	一式1回につき	550円
	スパイラルマシーン	一式1回につき	550円
	スライドキャリア	一式1回につき	550円
	ミラーボール	1台1回につき	330円
		エフェクトスポットライト (エフェクトスポットライトのみ利用の場合)	1台1回につき
その他	コンセント	一式1回につき	持込み器具の定格消費電力の合計1キロワット当たり 220円

	予備電源	1時間につき	550円
--	------	--------	------

備考

- 1 ドーム劇場のコンセントの利用において持込み器具の定格消費電力の合計が1キロワット未満であるとき又はその合計に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算した利用料金を徴収するものとする。
- 2 ドーム劇場の予備電源の使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算した利用料金を徴収する。